

東京都介護人材総合対策検討委員会設置要綱

平成 31 年 4 月 10 日
30 福保高介第 2444 号

(目的)

第 1 条 東京都における介護人材の確保・育成・定着に向けた効果的な対策について、中長期的な視点から検討等を行うことを目的として、東京都介護人材総合対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 都における介護人材を取り巻く状況の分析に関する事
- (2) 都における介護人材対策の効果的な実施、評価及び改善に関する事
- (3) 都と区市町村、介護事業者との介護人材対策における役割分担や連携に関する事
- (4) その他必要な事項に関する事

(構成)

第 3 条 委員会は、学識経験を有する者、関係団体に所属する者、区市町村の職員等で、福祉保健局長が委嘱する委員で構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から 2021 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の設定及び権限)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、委員長代理としてその職務を代理する。

(招集等)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、第 3 条に掲げる者のほか、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事)

第 7 条 委員会における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員の他に幹事を設置する。

- 2 幹事は、福祉保健局長が任命する。
- 3 幹事は、会議に出席し、調査・検討に必要な情報を提供するとともに、会議で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

(報告)

第8条 委員会は、報告書を作成したときは、その結果について、各区市町村に報告するものとする。

2 委員会は、必要に応じて、検討の経過について各区市町村に報告するものとする。

(会議の公開)

第9条 委員会及びこれに係る会議資料及び議事録は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とする。

(1) 企業秘密保護及び法令等による公開禁止の場合

(2) 委員の発議により出席委員の過半数の同意を得た場合

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健局高齢社会対策部介護保険課において処理する。

(委員への謝礼の支払い)

第11条 委員会に出席した委員に対し、「東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」(昭和28年東京都条例第127号)に基づき総務局人事部が定めた報酬額の最低区分に定めるところにより謝礼を支払うこととする。

2 謝礼は、月の初日から末日までに開催した委員会等への出席に対する総額を、翌月の末日までに支払うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。